

山梨県公報

号外第六号

令和二年

二月七日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 山梨県選挙管理委員会告示第五号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第六号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第七号の公布公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第十四号の公布公告……………二
- 山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区選挙長告示第三号の公布公告……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和二年二月七日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 まさゑ

山梨県選挙管理委員会告示第五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和二年一月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 まさゑ

一三、八六八

山梨県選挙管理委員会告示第六号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

山梨県公報号外 第六号 令和二年二月七日

令和二年二月七日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 まさゑ

山梨県選挙管理委員会告示第六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和二年一月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 まさゑ

一八二、二三三

山梨県選挙管理委員会告示第七号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和二年二月七日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 中 込 まさゑ

山梨県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和二年一月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一四、九〇九
中巨摩郡	五、二八三
南都留郡	一二、八六〇
甲府市	五一、九五四
富士吉田市	一三、七三二
都留市・西桂町	九、七二八
山梨市	九、八四一
大月市	七、〇八一
韮崎市	八、二九六
南アルプス市	一九、六六九
北杜市	一三、五二二
甲斐市	二〇、五八一
笛吹市	一九、三五七
上野原市・北都留郡	七、一三三
甲州市	八、九六四
中央市	八、二二八

● 山梨県選挙管理委員会告示第十四号の公布公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和二年二月七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

令和二年二月九日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

制限額 六百十三万二千元

● 山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区選挙長告示第三号の公布公告
 次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和二年二月七日

山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区

選挙長 中 込 まさゑ

山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区選挙長告示第三号

令和二年二月九日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区における候補者として次のとおり届出があった。
 令和二年一月三十一日

山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区 選挙長 中 込 まさゑ

届出 受理 番号	届出年月日	届出 の別	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日 (年齢)	党派	職業	一のウェブサイト 等のアドレス
一	令和二年一月三十一日	本人	桐原 まさひと	男	山梨県	山梨県甲州市塩山上於曾一九四一番地	昭和四十七年一月二十六日 (四十八歳)	無所属	無職	https://krihara-masahito.com/
二	令和二年一月三十一日	本人	黒川 たけお	男	山梨県	山梨県甲州市塩山下小田原二七五番地	昭和三十四年一月二十五日 (六十一歳)	無所属	有限会社ゆうゆう倶楽部代表取締役	https://www.facebook.com/kur088

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番